

第9期藤沢市介護保険事業計画における
介護保険事業所の整備方針

2024年（令和6年）4月
福祉部 介護保険課

< 目次 >

1	基本方針	2
2	施設・居住系サービス	2
	(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	2
	(2) 介護老人保健施設／介護医療院	3
	(3) 特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護.....	4
	(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5
3	在宅サービス	6
	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護看護.....	6
	(2) 認知症対応型通所介護／地域密着型通所介護	7
	(3) 小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護	8
4	日常生活圏域別の整備状況	9

1 基本方針

第9期介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備にあたっては、これまでの整備状況、要介護高齢者数の増加や中長期的な人口構造の変化などを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを考慮した整備を進めます。

2 施設・居住系サービス

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

整備方針
<p>特別養護老人ホームは、在宅生活が困難な要介護高齢者の生活の場として、今後も需要は高まるものと予測されます。一方で、生産年齢人口の減少に伴い、介護人材不足は一層深刻化することが見込まれているほか、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加により、高齢者の住まいの選択肢の多様化が進んでいる状況があります。</p> <p>こうした背景を踏まえ、第9期計画期間においては、広域型特別養護老人ホームについては、新規の整備は行わず、既存施設の短期入所から本入所への転換による整備を行うとともに、本市被保険者の入所待機者解消を図るため、地域密着型特別養護老人ホームの新規整備を進めます。また、地域密着型特別養護老人ホームについては、介護人材不足に考慮し、一部の人員基準が緩和される「サテライト型」を基本として、整備を行います。</p> <p>整備にあたっては、神奈川県補助金（地域医療介護総合確保基金）を活用した支援を実施します。また、補助金の公平性及び質の高い事業所選定を行う観点から、整備事業者を募集し、審査選定委員会による選考を行います。なお、本サービスは総量規制の対象となるサービスのため、申請による指定は行いません。</p>
整備目標数
<ul style="list-style-type: none">◆ 広域型特別養護老人ホーム 19床 ※既存施設からの短期入所から本入所への転換◆ 地域密着型特別養護老人ホーム 2施設（58床）※サテライト型として整備

(2) 介護老人保健施設／介護医療院

整備方針
<p>在宅生活が困難な高齢者のうち、医療・介護の複合ニーズを有する要介護高齢者の受入れ基盤を確保するため、介護医療院の整備を進めます。</p> <p>介護医療院の整備に当たっては、介護老人保健施設において、医療的ケア・医療的措置の必要性等により、特別養護老人ホームやその他の施設に入所できず、長期に渡り入所している利用者が一定数存在すること等を考慮し、第9期計画期間中において、介護老人保健施設から介護医療院への転換による整備を行います。</p> <p>介護老人保健施設については、利用率が減少傾向にあること、介護医療院への転換が第9期計画期間の最終年度（令和8年度）の見込みであることなどを踏まえ、新規の整備は行わないこととします。</p> <p>整備にあたっては、転換希望事業者を募集し、審査選定委員会による選考を行います。</p> <p>なお、本サービスは総量規制の対象となるサービスのため、申請による指定は行いません。</p>
整備目標数
<ul style="list-style-type: none">◆ 介護老人保健施設 整備しない◆ 介護医療院 1施設（100床）※既存の介護老人保健施設からの転換による整備

(3) 特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護付き有料老人ホーム)

整備方針
<p>特定施設入居者生活介護は、要支援者から中重度の要介護者まで広く利用されており、利用率は年々増加傾向となっています。また、要介護3以上の利用者が約半数を占めるなど、在宅生活が困難となった人の生活の場として選択されており、特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待されています。</p> <p>第9期計画期間中の整備に関しては、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等において、看取り機能の強化による中重度の要介護高齢者の受入を促進する観点から、既存施設からの転換による整備を行います。</p> <p>また、転換にあたっては、本市の住民のみが利用できる、地域密着型特定施設入居者生活介護を優先的に整備することとします。</p> <p>整備にあたっては、転換事業者を募集し、審査選定委員会による選考を行います。</p> <p>なお、本サービスは総量規制の対象となるサービスのため、申請による指定は行いません。</p>
整備目標数
<p>◆ 特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護 定員 79 人</p> <p>※既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームからの転換による整備</p> <p>※地域密着型特定施設入居者生活介護を優先として整備</p>

(4) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

整備方針
<p>高齢者数の増加及び高齢化の進展による認知症高齢者数の増加により、今後も需要は増加していくものと考えられます。認知症になっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、これまでの整備状況に加え、地区ごとの高齢化率や今後の高齢者人口の増加見込み等を踏まえ、第9期計画期間においては、将来的にニーズの高い圏域を優先とした整備を進めます。</p> <p>整備にあたっての1事業所当たりの定員数は、2ユニット（定員18人）以下とします。これは、認知症対応型共同介護事業所が、「家庭的な環境におけるきめ細やかな認知症ケア」が求められる事業所であり、さらに、既存事業所における運営状況等を鑑みて、3ユニット化した場合、管理者や介護従事者の負担が大きくなり、現行の家庭的な環境におけるきめ細やかな認知症ケアの維持を望むことは難しくなることが予想されるためです。また、同様の理由から、サテライト型事業所の整備も行わないこととします。</p> <p>整備にあたっては、神奈川県補助金（地域医療介護総合確保基金）を活用した支援を実施します。また、補助金の公平性及び質の高い事業所選定を行う観点から、整備事業者を広く募集し、審査選定委員会による選考を行います。</p> <p>なお、本サービスは総量規制の対象となるサービスのため、申請による指定は行いません。</p>
整備目標数
<p>◆ 認知症対応型共同生活介護事業所 2事業所（定員36人）</p>

3 在宅サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護看護

整備方針
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後増加が見込まれる、中重度者の要介護者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして重要であることから、未整備圏域への整備を進めます。</p> <p>夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とサービス内容が重複する部分が多いことから、整備目標は定めず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行う際に、併せて指定を受けることを要件とすることで整備を図ります。</p> <p>未整備圏域における事業所の整備を政策的に誘導するため、神奈川県補助金（地域医療介護総合確保基金）を活用した支援を実施します。</p> <p>また、補助金の公平性及び質の高い事業所選定を行う観点から、整備事業者を広く募集するとともに、審査選定委員会による選考を行います。</p> <p>なお、既整備圏域において、事業者から整備の希望があった場合（サテライト型含む。）には、申請による指定を行います。未整備圏域においても、補助金を活用しない場合には、申請による指定を行います。</p>
整備目標数
<ul style="list-style-type: none">◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3事業所◆ 夜間対応型訪問介護看護 整備目標は定めない

(2) 認知症対応型通所介護／地域密着型通所介護

整備方針
<p>既存事業所の稼働率が低く、既存事業所によるサービス提供に加え、通所介護事業所によるサービス提供で利用ニーズに対応することができると考えられるため、第9期計画期間においては、整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。</p>
整備目標数
<ul style="list-style-type: none">◆ 認知症対応型通所介護 整備目標は定めない◆ 地域密着型通所介護 整備目標は定めない

(3) 小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

整備方針
<p>小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」「泊まり」の各サービスを柔軟に組み合わせたサービスで、住み慣れた地域での在宅生活を支えるサービスとして期待される一方、登録率が76.3%（令和5年10月1日時点）と、利用者の確保や安定的な経営が課題となっています。このため、第9期計画においては、整備目標は定めず、既存事業所における登録率の上昇や体制強化を目的とした支援を検討します。なお、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護は、医療的ニーズを有する要介護高齢者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして、今後も需要が増加していくことが見込まれています。このため、未整備圏域における事業所の整備を促進するため、神奈川県補助金（地域医療介護総合確保基金）を活用した支援を実施します。また、補助金の公平性及び質の高い事業所選定を行う観点から、整備事業者を広く募集し、審査選定委員会による選考を行います。</p> <p>なお、既整備圏域において、事業者から整備（サテライト型事業所含む。）の希望があった場合には、申請による指定を行います。また、未整備圏域においても、補助金を活用しない場合には、申請による指定を行います。</p>
整備目標数
<ul style="list-style-type: none">◆ 小規模多機能型居宅介護 整備目標は定めない◆ 看護小規模多機能型居宅介護 3事業所

4 日常生活圏域別の整備状況（令和5年度末時点）

日常生活圏域		片瀬	鷓沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
サービス種別															
地域密着型介護老人福祉施設	事業所数		1				1								2
	定員数		29				16								45
地域密着型特定施設	事業所数		1					1	1		1			2	
	定員数		29					28	21		29			50	
認知症対応型共同生活介護	事業所数	1	5	2	5	1	2	2	3	2	3	2	2	2	32
	定員数	18	90	36	90	18	36	36	54	27	54	27	36	27	549
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数		1	1			1				1				4
夜間対応型訪問介護	事業所数						1								1
認知症対応型通所介護	事業所数	1		1									1		3
	定員数	12		10									12		34
地域密着型通所介護	事業所数	2	5	4	5	11	1	3	2	6	1	2	6	1	49
	定員数	26	63	58	53	143	7	35	28	65	18	26	70	10	602
小規模多機能型居宅介護	事業所数		2	2	2	1	1	2	2	4		1	1	1	19
	定員数		47	54	58	29	29	47	58	94		24	29	25	494
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数		1			2			1	1			2		7
	定員数		29			58			29	29			47		192

以上

【参考】地域密着型サービスの種類

サービス種別	サービス内容
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	常に介護が必要な方が入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを受ける、入所定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所し、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の人が入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24 時間 365 日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。
夜間対応型訪問介護	夜間帯にホームヘルパーによる定期的な訪問や、通報に応じて調整・対応してくれるオペレーションサービスが、随時の訪問を受けられます。 <定期巡回>夜間帯に定期的な訪問を受け、排泄の介助や安否確認などのサービスを受けることができます。 <随時対応>ベッドから転落して自力で起き上がれない時や夜間に急に体調が悪くなった時などに、訪問介護員を呼んで介助を受けたり、救急車の手配などのサービスを受けることができます。
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象としたデイサービス事業所で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けられます。
地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模なデイサービス事業所で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護	事業所への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	事業所への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。